

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般財団法人共益投資基金 J A P A N と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を、東京都渋谷区に置く。

(目 的)

第3条 当法人は、大規模災害地域における事業体の復興を支援することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1) 大規模災害地域における、事業体への事業資金の支援
- 2) 大規模災害地域における、事業体への事業再生の経営支援および販売促進等の事業支援
- 3) 大規模災害時における緊急支援実施のための N P O / N G O ・企業・政府との連携体制構築
- 4) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公 告)

第4条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 財産及び会計

(設立者の氏名及び住所並びに拠出する財産及びその価額)

第5条 設立者の氏名及び住所並びに当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

住 所 東京都千代田区九段南四丁目7番16号

設立者 公益社団法人 Civic Force

拠出財産及びその価額 現金 300 万円

(事業年度)

第6条 当法人の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの年1期とする。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員)

第7条 当法人に、評議員3名以上を置く。

(選任及び解任)

第8条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

(任期)

第9条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 評議員は第7条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第10条 評議員は、無報酬とする。ただし、評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第2節 評議員会

(権限)

第11条 評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に規定する事項及びこの定款に定める事項に限り決議する。

(開催)

第12条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、

評議員会の招集を請求することができる。

(議 長)

第14条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決 議)

第15条 評議員会の決議は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その評議員の過半数をもって行う。

2 一般法人法第189条第2項の決議は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(決議の省略)

第16条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第17条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第18条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

第4章 役員及び理事会

第1節 役員

(役 員)

第19条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上

監事 1名

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者または3親等内の親族の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(選任等)

第20条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(任期)

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(解任)

第22条 理事又は監事が次の一に該当するときは、評議員会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

1) 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。

2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第23条 理事及び監事の報酬その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、評議員会の決議によって定める。

第2節 理事会

(権限)

第24条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

1) 当法人の業務執行の決定

2) 理事の職務の執行の監督

3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれを招集する。

2 理事会の招集通知は、会日の5日前までに各理事及び監事に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議 長)

第26条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決 議)

第27条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第28条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異論を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第29条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第197条において準用する同法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

第5章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第31条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

2 当法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

(解 散)

第32条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定めた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第33条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人又は公益財団法人若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金)

第34条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第6章 附 則

(設立時評議員)

第35条 当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員 加藤秀樹 新宅正明 原田勝広

(設立時役員)

第36条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 荒木洋 坂本忠弘 若林洋一

設立時代表理事 坂本忠弘

設立時監事 中山ひとみ

(最初の事業年度)

第37条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成24年9月30日までとする。

(法令の準拠)

第38条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上

平成28年4月25日

一般財団法人 共益投資基金 JAPAN

代表理事 井上義雄